

写

7 消安第 5544 号  
令和 8 年 1 月 5 日

各植物防疫（事務）所長 殿

消費・安全局長

令和 7 年度の遺伝子組換え生物等に係る立入検査等の実施についての一部改正について

今般、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 31 条第 1 項に基づく立入検査等に係る「令和 7 年度の遺伝子組換え生物等に係る立入検査等の実施について」（令和 7 年 3 月 18 日付け 6 消安第 7385 号）を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 1 月 7 日から施行することとするので御了知の上、御対応方よろしくお願ひする。

「令和7年度の遺伝子組換え生物等に係る立入検査等の実施について」

(令和7年3月18日付け6消安第7385号消費・安全局長通知)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別紙1-1)</p> <p>令和7年度 遺伝子組換え生物等に係る立入検査等の実施要領 (共通事項)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査対象及び実施機関等</p> <p><u>(1) 総検査件数</u></p> <p>令和7年度の総検査件数は、150件までとする。</p> <p><u>(2)に定める検査対象ごとの検査件数を超えることが予想される場合は、農産安全管理課、植物防疫課及び植物防疫所において今後の対応を協議するものとする。</u></p> <p><u>(2) 検査対象及び検査件数</u></p> <p>① 栽培用イネ(<i>Oryza sativa</i>)種子</p>	<p>(別紙1-1)</p> <p>令和7年度 遺伝子組換え生物等に係る立入検査等の実施要領 (共通事項)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査対象及び実施機関等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 検査対象及び検査件数</u></p> <p>① 栽培用イネ(<i>Oryza sativa</i>)種子</p>

- 検査件数は、10 件程度とする。
- ② 栽培用クリーピングベントグラス (*Agrostis stolonifera* L.) 種子  
検査件数は、10 件程度とする。
- ③ 栽培用ケンタッキーブルーグラス (*Poa pratensis* L.) 種子  
検査件数は、10 件程度とする。
- ④ 栽培用トールフェスク (*Festuca arundinacea* Schreb.) 種子  
検査件数は、20 件程度とする。
- ⑤ 栽培用ダイズ (*Glycine max*) 種子  
検査件数は、30 件程度とする。
- ⑥ 栽培用トマト (*Solanum lycopersicum* L.) 種子  
検査件数は、20 件程度とする。
- ⑦ 栽培用パパイヤ (*Carica papaya*) 種子及び苗  
検査件数は、概ね 100 件程度とする。
- ⑧ 栽培用ペチュニア (*Petunia x hybrida* Vilm.) 種子  
検査件数は、10 件程度とする。
- ⑨ 栽培用ペポカボチャ (*Cucurbita pepo* L.) 種子  
検査件数は、10 件程度とする。
- ⑩ 栽培用ワタ属 (*Gossypium* sp.) 種子  
検査件数は、概ね 100 件程度とする。

(削る)

※ 植物防疫所の輸入検疫において上記①～⑩のシノニムと判断し

- 検査件数は、10 件程度とする。
- ② 栽培用クリーピングベントグラス (*Agrostis stolonifera* L.) 種子  
検査件数は、10 件程度とする。
- ③ 栽培用ケンタッキーブルーグラス (*Poa pratensis* L.) 種子  
検査件数は、10 件程度とする。
- ④ 栽培用トールフェスク (*Festuca arundinacea* Schreb.) 種子  
検査件数は、20 件程度とする。
- ⑤ 栽培用ダイズ (*Glycine max*) 種子  
検査件数は、30 件程度とする。
- ⑥ 栽培用トマト (*Solanum lycopersicum* L.) 種子  
検査件数は、10 件程度とする。
- ⑦ 栽培用パパイヤ (*Carica papaya*) 種子及び苗  
検査件数は、概ね 100 件程度とする。
- ⑧ 栽培用ペチュニア (*Petunia x hybrida* Vilm.) 種子  
検査件数は、5 件程度とする。
- ⑨ 栽培用ペポカボチャ (*Cucurbita pepo* L.) 種子  
検査件数は、5 件程度とする。
- ⑩ 栽培用ワタ属 (*Gossypium* sp.) 種子  
検査件数は、概ね 100 件程度とする。

※1 上記①～⑩の検査の合計実施数は、150 件までとする。総検査件数が 150 件を超えることが予想される場合、農産安全管理課に連絡するとともに、今後の対応を協議すること。

※2 植物防疫所の輸入検疫において上記①～⑩のシノニムと判断し

<p>た植物種についても検査対象とする。</p>	<p>た植物種についても検査対象とする。</p>
<p><u>(3)実施機関</u></p>	<p><u>(2)実施機関</u></p>
<p>① 検査機関:横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所及び那覇植物防疫事務所(これらの支所及び出張所を含む。)</p>	<p>① 検査機関:横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所及び那覇植物防疫事務所(これらの支所及び出張所を含む。)</p>
<p>② 分析機関:横浜植物防疫所</p>	<p>② 分析機関:横浜植物防疫所</p>
<p>3. ~5. (略)</p>	<p>3. ~5. (略)</p>
<p>(別紙1-2)~(別紙1-4) (略)</p>	<p>(別紙1-2)~(別紙1-4) (略)</p>
<p>(別紙1-5)</p>	<p>(別紙1-5)</p>
<p>遺伝子組換えトマトの種子に係る立入検査等実施要領</p>	<p>遺伝子組換えトマトの種子に係る立入検査等実施要領</p>
<p>1. 対象及び実施件数等</p>	<p>1. 対象及び実施件数等</p>
<p>(1)(略)</p>	<p>(1)(略)</p>
<p>(2)検査件数</p>	<p>(2)検査件数</p>
<p><u>20</u> 件程度</p>	<p><u>10</u> 件程度</p>
<p>2. (略)</p>	<p>2. (略)</p>
<p>(別紙1-6) (略)</p>	<p>(別紙1-6) (略)</p>

<p>(別紙1-7)</p>	<p>(別紙1-7)</p>
<p>遺伝子組換えペチュニアの種子に係る立入検査等実施要領</p>	<p>遺伝子組換えペチュニアの種子に係る立入検査等実施要領</p>
<p>1. 対象及び実施件数等</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)検査件数</p> <p><u>10</u> 件程度</p> <p>2. (略)</p>	<p>1. 対象及び実施件数等</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)検査件数</p> <p><u>5</u> 件程度</p> <p>2. (略)</p>
<p>(別紙1-8)</p> <p>遺伝子組換えペポカボチャの種子に係る立入検査等実施要領</p> <p>1. 対象及び実施件数等</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)検査件数</p> <p><u>10</u> 件程度</p> <p>2. (略)</p>	<p>(別紙1-8)</p> <p>遺伝子組換えペポカボチャの種子に係る立入検査等実施要領</p> <p>1. 対象及び実施件数等</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)検査件数</p> <p><u>5</u> 件程度</p> <p>2. (略)</p>

(別紙1-9)～(別紙3) (略)

(別紙1-9)～(別紙3) (略)